

# せいかつ ほご 生活保護のしおり

せいかつ ほご しんせい かた  
～生活保護を申請しようとしている方へ～

森林文化都市 飯能市



MU-MA  
HANNO

はんのうしふくしじむしょ  
飯能市福祉事務所  
はんのうしやくしょ ちいき せいかつふくしか  
(飯能市役所 地域・生活福祉課)

# 生活保護とは

生活保護は、自身が病気やけがなどにより働けなくなったり、家族の働き手が亡くなったりして生活に困った方に対して、国民の生存権の保障を規定した憲法第25条の理念に基づき、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自分で自分のくらしを支えられるように支援することを目的とした制度です。

# 生活保護の内容

生活保護には、次の8種類の扶助があります。

<p>生活扶助</p>	<p>毎日の生活に必要な食費や光熱水費にかかる扶助で世帯の人数や年齢で算定します。</p>	
<p>住宅扶助</p>	<p>家賃、地代または住宅の修理費などの費用です。公営住宅の家賃は原則として福祉事務所が代理納付します。</p>	
<p>教育扶助</p>	<p>義務教育に必要な学用品代、教材代、給食費などの費用です。</p>	
<p>介護扶助</p>	<p>介護サービスが必要な場合の費用です。介護サービス（住宅改修、福祉用具購入を含む）の利用希望がある場合には、福祉事務所へ相談してください。</p>	
<p>医療扶助</p>	<p>病気やケガのため、病院、薬局にかかる費用は保険診療範囲内であれば、原則自己負担は発生しません。眼鏡や装具などの治療材料は要件に当てはまれば、支給します。</p>	
<p>出産扶助</p>	<p>出産に要する費用を限度額内で支給します。</p>	
<p>生業扶助</p>	<p>仕事に就くための技能、資格習得のための費用、また高校就学の費用などを支給します。</p>	
<p>葬祭扶助</p>	<p>世帯員が亡くなった際に必要な葬儀費用などを限度額内で支給します。（扶養義務者からの支援があればそちらを優先します。）</p>	

\* 支給方法は、金銭で支給される場合と介護費や医療費のように福祉事務所が直接、介護機関や医療機関に支払いをする場合があります。その他、国民年金保険料、国民健康保険料、市県民税、NHK放送受信料、住民票交付手数料などの減免を受けることができます。また、一時的に必要なものとして被服費や転居資金などが支給される場合もあります。それぞれ条件がありますので、事前に福祉事務所に相談してください。

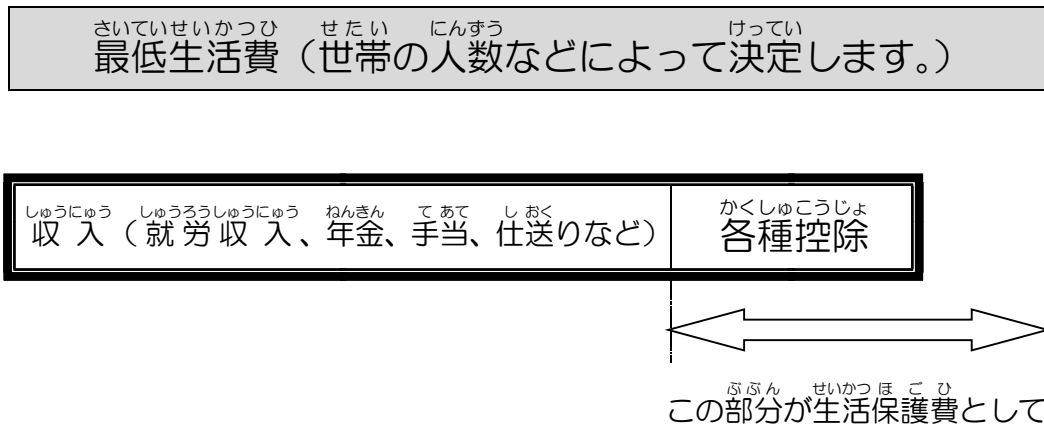
# 生活保護の決め方

生活保護は原則として、世帯（くらしをともにしている家族）を単位として、その世帯の最低生活費の額と世帯全員の収入額を比較し、不足する場合にその不足する額が保護費として支給される仕組みになっています。

さいていせいかつひ 最低生活費	その世帯のくらしの実態（人数、年齢、健康状態、住んでいる地域など）をもとに国で決めた基準により計算された1か月分の生活費で、月によって変わる場合があります。
しゅう 収 にゅう 入	働いて得た収入、年金・手当など他の法律等により支給される金銭、親・子・兄弟姉妹などからの仕送り援助、資産を貸したり売ったりして得た収入など、世帯員全員の収入を合計したものです。

## ●生活保護の必要がある場合

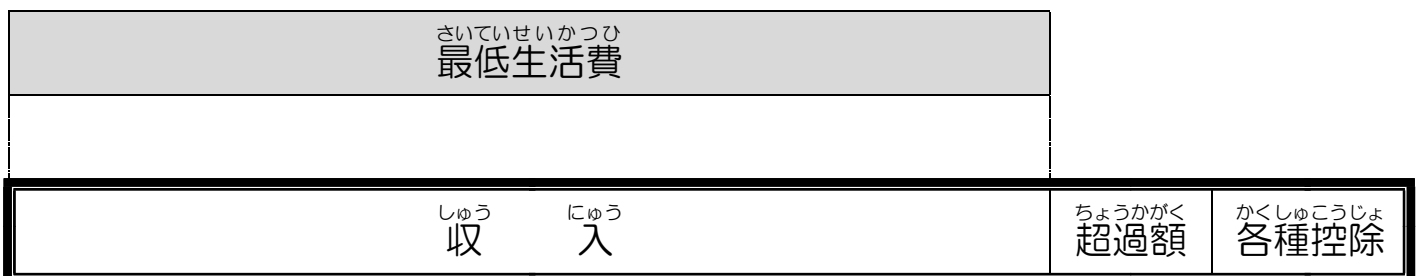
収入が最低生活費に満たないとき、不足分が支給されます。



※控除⇒通勤費など収入から差し引かれるものです。控除された分が手元に残ることになります。

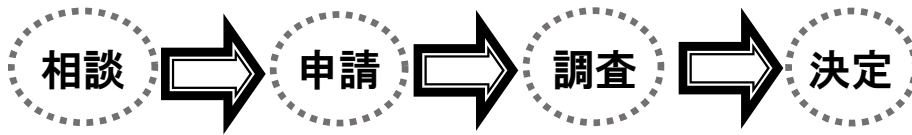
## ●生活保護の必要がない場合

収入が最低生活費を上回るときは、生活保護を受けられません。または、受けられなくなります。



# 生活保護が決定されるまでの流れ

様々な理由で、生活することが難しくなってしまった時は、福祉事務所に相談してください。生活保護の利用だけでなく、その方の問題解消に向け支援します。なお、生活保護の利用の際には、次の手続きが必要になります。



## 1 相談

生活に困っていたり、生活保護を利用したいと思ったら、福祉事務所に相談してください。相談時に、生活保護制度について詳しく説明するとともに生活状況や資産状況、家族との交流状況について確認させていただきます。相談のうえ、生活保護の利用が必要な場合には申請をしてください。



## 2 生活保護の申請

生活保護を受けるには、本人の意思で申請する必要があります。なお、何らかの事情で本人が申請できない時は、親族、扶養義務者などが代理で申請することもできます。

申請するときは、申請書に必要事項を記入し、福祉事務所に提出してください。

病気などで申請の手続きに来れないときは、福祉事務所に連絡してください。

生活保護を受けるには、次のような条件があります。活用できるものがあるかどうか、よく確認してください。

### (1) 資産の活用

預貯金、生命保険、不動産（土地・家屋）、自動車、貴金属などの資産は、まず生活のために活用していただくことになっています。ただし、現在、お住まいの住宅や障害のために必要な自動車などは、一定の条件のもとに福祉事務所長からその保有を認められる場合もありますので相談ください。

### (2) 能力の活用

世帯員のうち働く能力のある方は、その能力を活用していただきます。

### (3) 他の制度の活用

生活保護法以外の制度（社会保険、雇用保険、各種年金、恩給、手当等）で活用できるものがあれば、そちらを優先します。

## 3 生活保護の調査（調査内容と制度について）

生活保護の決定に当たっては、次の項目について調査をさせていただきます。

## (1) 資産

生活保護の申請を受けると、原則1週間以内に家庭訪問などの方法により今までの生活状況から現在の生活状況、世帯員の健康状況、扶養義務者の状況、収入の状況などについて調査を行います。また、銀行や、生命保険会社などに資産調査を行います。預貯金、生命保険、不動産(土地・家屋)、自動車、高価な貴金属など売却や活用が可能な資産がある場合には、その資産を売却して、最低生活費に充てさせていただきます。

ただし、居住用の不動産(土地・家屋)は原則として保有が認められます。また、個別の事情によっては、自動車やオートバイ、生命保険、学資保険の保有が認められる場合もありますので、相談してください。

## (2) 扶養義務

親・子・兄弟姉妹などの民法上の扶養義務のある方から援助を受けることができる場合は、保護に優先して受けることになります。

なお、親族の扶養は、可能な範囲の援助を行うものであり、援助可能な親族がいることで、生活保護の利用ができないということにはなりません。

また、扶養義務のある方への照会は、援助が期待できる方に対して行います。援助が期待できない方や扶養を求めることが明らかに自立の妨げとなる方に対しては、基本的に福祉事務所からの照会は行いませんので事前に相談してください。

(例)・DV(家庭内暴力など)や虐待など特別な事情がある場合

- ・生活保護を受給中の方、福祉施設に入所中の方や長期間入院中の方、70歳以上の高齢者、未成年者、無収入の方
- ・交流が途絶えている方(10年程度音信不通など)

※これは例示です。これ以外にも事情のある方はお申し出ください。

## 4 生活保護の決定

調査結果をもとに、定められた基準により生活保護が必要かどうか、また、必要な場合の生活保護の内容について、福祉事務所長が判断し、申請日から14日以内(遅くとも30日以内)に決定し、その内容を文書で申請者に通知します。

\*決定に不服がある場合は、決定を知った日の翌日から90日以内に埼玉県知事に対して審査請求を行うことができます。(法第64条)





## 生活保護が開始された場合

### 1 生活保護費の支給

原則として、毎月決められた日（原則5日）に、1か月分の保護費が金銭で支給されますが、介護費や医療費については、福祉事務所が、直接、介護機関や医療機関に支払います。

なお、受診の際は、福祉事務所から受け取った必要書類を介護機関や医療機関に提出してください。今まで国民健康保険証を利用していた方は、使用できなくなりますので、市役所の国民健康保険窓口へ返却していただきます。）

### 2 家庭訪問について

生活保護の利用が決定した方には、担当するケースワーカーが定期的に世帯の状況把握を行い、生活保護費を適正に決定するため、家庭訪問を行います。

生活の維持・向上、その他生活面で何かお困りのことがあれば、ケースワーカーに相談してください。お聞きした内容の守秘義務は守られます。

### 3 生活保護を利用する方の権利

生活保護を利用する方には、次のような権利が保障されています。

- (1) 条件を満たせば、全ての方が平等に生活保護を利用できます。
- (2) 正当な理由なく、生活保護費を削減されたり、生活保護費が利用できなくなったりするようなことはありません。
- (3) 受け取る生活保護費や生活保護の物品に対して、税金がかけられたり、差し押さえられたりすることはありません。
- (4) 生活保護の決定事項に疑問があるとき、生活保護申請の却下、変更、停止または廃止の決定に不服があるときは、決定を知った日の翌日から数えて3か月以内に埼玉県知事に対して、審査請求をすることができます。

### 4 生活保護を利用する方の義務

生活保護を利用する方には、生活の維持や自立した生活が送れるようになるため、次のような義務があります。

#### (1) 届け出の義務（法第61条）

生活保護は、あなたの申し出をもとに決めますので、収入、支出、その他生活状況に変動があったときなどは、すぐに福祉事務所に届け出ていただきます。例として以下の場合があります。

◎届け出してもらおうときの例（なお、事例は一部です。収入はすべて申告が必要です。）

- 家族に変化があったとき（結婚、出生、死亡、転入転出、入退院、入退学、事故など）
- 収入が増えたり減ったりしたとき、資産（相続・贈与）を得たとき
- 家賃、地代などが変わるときや契約を更新するとき
- 引っ越しをしようとするとき
- 働けるようになったり、働けなくなったとき（就職、転職、休職、退職）
- 健康保険が使えるようになったとき、または使えなくなったとき。
- しばらく家を留守にするとき、遠くに出かけるとき
- その他、生活状況が変わったとき

収入の変動についての届け出（収入申告）を適切に行えば、次のような控除や収入として認定しない取り扱いが受けられます。

就労収入に対する控除	
基礎控除	就労収入がある場合、給与総額に応じて、一定金額が控除されます。 (例 5万円で18,400円、10万円で23,600円)
未成年者控除	未成年者が就労した場合、基礎控除のほかに一定の金額が控除されます。
その他の必要経費	社会保険料、所得税、通勤交通費などの必要経費が控除されます。
高校生のアルバイト収入	
高校生のアルバイト収入のうち、授業料の不足分や修学旅行費、大学・専門学校の入学金など早期自立に充てられると認められたものは、収入として認定しない取り扱いとなります。	

その他、自立更生のための費用と認められたものについても、収入として認定しない取り扱いができる場合がありますので、申告するときご相談ください。

(2) 指導・指示に従う義務（法第62条） あなたの生活状況に応じて、適切な保護をするために、指導・指示をすることがあります。指導・指示に従わない場合は、保護が受けられなくなることがあります。
(3) 生活向上の義務（法第60条） 働ける人は能力に応じて働き、計画的な暮らしをするなど、生活の維持、向上に努力をしていますが、必要があります。なお、必要に応じて仕事を探すことの支援も可能です。病気や障害により働くことが困難な方には、医師などの意見を参考にして、その方に合った支援をしていきます。
(4) 譲渡禁止（法第59条） 生活保護を受ける権利を他人にゆすりわたすことはできません。

## 5 支給した生活保護費の返還について

① 急迫した事情などのため、資力があるにもかかわらず生活保護を受けた場合には、その受けた金品に相当する金額の範囲内の額を返還しなければならないこととされています。（法第63条） 例 ①不動産（土地・家屋）などが売れたとき ②生命保険などの保険金を受け取ったとき ③各種の年金、手当を遡って受け取ったとき ④交通事故などで示談金、保証金などを受け取ったとき ⑤会社からの給与が数か月後に支払われたとき
② 事実と違う申請や不正な手段により保護費を受けることを「不正受給」と言います。こうした場合の金品を徴収されるだけでなく、法律により罰せられることがあります。（法第78条、85条）

わからないこと、相談そうだんがある方は遠慮かた えんりょなく  
お声こゑかけください。

相談そうだん窓口は、  
飯能市役所地域・生活福祉課 生活保護担当はんのうしやくしよちいき せいかつふくしか せいかつほごたんどうまで

Tel 042-973-2111 (代)

内線 163・164・165